

## 栃木県の猫通信販売業者問題に関する声明

2011年（平成23年）3月2日

THEペット法塾

代表世話人・弁護士 植田 勝博

事務局長・弁護士 細川 敦史

### 1 はじめに（事案の概要）

2011年2月22日、栃木県は、同県鹿沼市内でねこのインターネット販売をしていた動物取扱業者に対し、動物取扱業登録の取消処分を行った。2010年7月に徳島県が犬繁殖業者の登録取消をしたケースに次ぐ、全国で2例目の登録取消事案である。

本件業者は、プレハブ内の劣悪な環境で20匹前後のねこを飼育しており、販売したねこについても、目やにや鼻水など健康状態が悪く、中には販売後まもなく死亡したケースもあった。

栃木県は、本件業者に対し、改善指導や20回以上の立ち入り調査を実施し、動物愛護管理法（以下、「動愛法」という。）に基づく勧告・命令処分も行った、業者がこれに従わなかったため取消処分に踏み切ったとのことである。

本件事件を通じて、現行の動愛法が抱える問題点が明らかになったものであり、以下の各項目で指摘する法制度の構築が早急に必要である。

### 2 インターネットを含む通信販売の弊害

本件事件以前から、動物をインターネット等で販売することの問題点は指摘されていたところである。売買の対象とされる実際の動物を確かめずに購入するため、商品である動物が届いた後、「思ったより大きかった」「元気がない」「色が違う」、場合によっては「種類が違う」「商品が届かない」などといった契約トラブルの温床となっている。

そもそも「命ある動物」をパソコンの画面でクリックするだけで購入することは動物の命を軽視するものであり、販売方法として不適當である。動物のインターネット販売は直ちに禁止すべきである。

### 3 取扱業登録時の本人確認が不十分

本件業者は、法人ではなく個人事業主としての登録であったところ、本名と異なる氏名での登録がされていた。また、取扱業種のうち、施設を持たない通信販売業者については、施設の場所を届け出る必要がないことから、このような業態の業者が問題ある動物を取り扱っていたとしても、行政は、実体把握・監督が困難となる。

登録申請時の本人確認（個人なら住民票、法人なら商業登記簿謄本など）は必須であり、その徹底が必要である。偽名や架空会社による登録、名義貸しによる登録を防止するために、刑罰を科する法改正が必要である。また、施設を持たない通信販売の業態は、法律上禁止す

べきである。

#### 4 再登録の問題

動物取扱業者が問題を起こし、行政指導の結果、業者が自主的に廃業した場合であっても、別の県に移転すれば容易に登録ができてしまう。また、同一県内であっても、再度の登録申請があった場合、要件をみれば行政は登録を拒否できない。

これら問題への対策としては、①一部の行政（静岡県、山口県、福井県など）で実施されているように、動物取扱業者登録簿のインターネット上での公開を法的に義務づけ、さらに登録簿の記載内容には自主廃業・登録取消等の情報を含める。②他の行政処分でも実施されているように、行政処分を行った場合の業者名、行政処分の内容およびその処分の根拠となった違法事実を公表する。③根本的には、登録制をさらに推し進め、申請手続における行政側の裁量が大きい「許可制」を導入することが必要である。

#### 5 行政処分の消極的運用

- (1) 業者が登録を取り消された後も飼育していた動物を手放さない場合、行政は業者に対する監督権限がないため、行政指導や現場の確認が難しくなるとされている。

それゆえ、行政は、問題業者との信頼関係を構築するとの名目で、勧告・命令・取消処分の行使を控えている。登録制を導入した改正動愛法が平成18年に施行されて以降、違法業者は数多く明らかになっているのに、登録取消事例が全国でわずか2件という数字が、このことを物語っている。

しかし、行政が強制力の乏しい行政指導を漫然と続けるだけでは、問題解決が長期化し、飼育現場の状況が悪化することもある。

そこで、無登録営業の業者及び登録を取り消された業者に対しても行政の取締権限を付与し、あわせて行政の告発権限ないし義務を定める法改正が必要である。

- (2) また、この問題を改善するには、勧告・命令・取消の行政処分に至る手続のガイドラインが必要である。

当塾が実施した全国自治体アンケートの結果、約8割の行政において、動物取扱業が遵守基準に適合していないと認められた場合における指導、勧告、命令を出すための基準や具体的な運用方法を策定していないことが明らかになっている。行政の現場は、個別の問題事案において、いかなる手順で手続を進めるべきかについて、依るべき基準をもっていないのが現状である。

そこで、国・環境省がリーダーシップをとって、前記ガイドラインを策定すべきである。

- (3) また、行政が監督権限行使を控える背景には、問題業者であっても飼育動物に対する所有権を失わせることができないため、動物がいわば人質になって、積極的に対応できない状況があると考えられる。

この問題を解消するためには、動愛法違反業者が飼育する動物に対する一時保護制度ないし動物の所有権を喪失させる制度などの法整備が必要である。

以 上